

## 練馬区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成19年 6月15日  
19練教学学第436号

### (設置)

第1条 練馬区における特別支援教育にかかる取組事項の検証および推進に向けた検討を行うため、練馬区特別支援教育推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 推進委員会は、つぎの事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。

### (構成)

第3条 推進委員会の構成委員は、つぎのとおりとし、練馬区教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 障害者支援団体
- (4) 保護者
- (5) 学校長、幼稚園長および保育園長

### (委員長)

第4条 推進委員会は、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選により選任する。
- 3 推進委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### (専門部会)

第6条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題の検討を行うため、必要に応じて、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 専門部会長は、専門部会に属する者の中から互選により選任する。
- 4 専門部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 5 専門部会長は、専門部会の経過または結果を委員会に報告する。

### (謝礼)

第7条 公立学校長・園長および行政関係者を除く推進委員会委員については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

### (庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学務課および教育指導課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

### 付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月15日から施行する。
- 2 第5条の規定に係わらず平成19年度に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。